

2020年1月30日

受益者の皆様へ

ニッセイアセットマネジメント株式会社

「乙女のお財布ファンド（株式型）」  
「乙女のお財布ファンド（債券型）」  
「乙女のお財布ファンド（バランス型）」  
信託終了（繰上償還）（予定）に関する決議のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
また平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「乙女のお財布ファンド（株式型）」、「乙女のお財布ファンド（債券型）」および「乙女のお財布ファンド（バランス型）」（以下、「株式型」、「債券型」、「バランス型」あるいは「各ファンド」ということがあります。）は、2014年の設定以来、ライフコースの変化に合わせてスイッチング（ファンドの切替え）が可能なファンドとして提供させていただきました。

この度、債券型およびバランス型における主要投資対象である「ニッセイ為替ヘッジ主要国債債券 マザーファンド」において、資金が流出し、残高が僅少となる懸念が顕在化してきており、それぞれの信託約款に定められた運用方針に則った運用の継続ができなくなることが予想されています。その場合、株式型を含めた各ファンド間のスイッチングの主旨の実現も困難な状況となります。

つきましては、各ファンドを繰上償還し、受益者の皆様よりお預かりいたしました運用資産をお返しすることが、受益者の皆様にとって最善であると判断し、各ファンドの信託終了（繰上償還）を行うことにつき提案させていただくこととなりました。

信託終了（繰上償還）につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」および信託約款の規定にしたがい、書面による決議をもって実施する予定です。

つきましては、お手数ですが本書面および「書面決議参考書類」をお読みいただき、信託終了（繰上償還）に関する決議の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入のうえ、弊社までご送付いただきますようお願い申し上げます。

なお、書面による決議は各ファンドごとに行われるため、決議の結果によっては、いずれかのファンドのみが繰上償還となり、他のファンドは繰上償還とならない場合があります。

受益者の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

敬具

## 記

### 1. 書面による決議の手続きおよび日程

|                                   |                    |
|-----------------------------------|--------------------|
| ① 受益者様の確定                         | 2020年1月30日         |
| ② 「議決権行使書面」受付期限                   | 2020年2月28日の弊社到着分まで |
| ③ 書面による決議の日<br>(信託終了(繰上償還)の可否決定日) | 2020年3月3日          |
| ④ 信託終了(繰上償還)日(予定)                 | 2020年3月31日         |

- ① 書面による決議は、2020年1月30日時点で、各ファンドを保有されている受益者の皆様を対象としております。(1月30日時点での受益権口数が議決権の数となります。)
- ② 対象となる受益者の皆様は、上記の受付期限までに、ニッセイアセットマネジメント株式会社に対し、本書面に同封してお届けしております「議決権行使書面」をもって、本決議における議決権を行使ください。
- ③ 本決議は、各ファンドごとに、議決権を行使できる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。前述に満たず否決された場合は、本手続きによる信託終了(繰上償還)を行いません。行わない場合は、信託終了(繰上償還)を行わない旨を、書面による決議の日以降速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。
- 信託終了(繰上償還)に関する決議の結果は、可決または否決いずれの場合でも、上記書面による決議の日の翌日までに、弊社ホームページ(<https://www.nam.co.jp/>)にて掲載いたします。
- ④ 信託終了(繰上償還)となる場合、2020年3月31日が信託終了(繰上償還)日となります。
- なお、各ファンドのご購入のお申込期間は、2020年3月26日までとなります。

### 2. 書面による決議の方法

同封の「議決権行使書面」に、各ファンドの信託終了(繰上償還)について賛成または反対される旨等をご記入のうえ以下の宛先にご送付ください(同封の返信用封筒をご利用ください)。

2020年2月28日弊社到着分までを有効とさせていただきます。

なお、本決議におきまして議決権を行使されない場合(「議決権行使書面」をご返送いただかない場合)は、信託終了(繰上償還)に賛成するものとさせていただきます。

宛先 〒100-8219 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命丸の内ビル  
ニッセイアセットマネジメント株式会社 投資信託企画部 償還担当  
(同封の返信用封筒は料金受取人専用のため、別の郵便番号となっています。)

ご注意いただきたい事項

- 本手続きにあたり、お客様に関する情報を販売会社および委託会社（弊社）が共有することがあります。なお、本手続きにともない取得した個人情報は書面による決議に関する事務を処理するためだけに利用し、それ以外の目的には使用いたしません。
- 同一受益者の方が重複して議決権を行使された場合で、議決権行使の内容が異なる場合は、全ての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 賛否の表示のない議決権行使書面は、賛成の表示があるものとしてお取扱いいたします。
- 議決権行使書面に不備または不明な点がある場合、確認のご連絡を差し上げることがありますので、ご了承ください。

### 3. 反対された受益者の受益権買取請求の不適用について

各ファンドは、受益者が換金請求された際に、委託会社が信託契約の一部を解約することにより、公正な価格をもって支払いに応じることができます。そのため、信託終了（繰上償還）についての書面による決議において反対された受益者からの受益権買取請求は適用されないこととしております。

「議決権行使書面」受付期限まで、また期限終了後においても、信託終了（繰上償還）への賛否にかかわらず、販売会社においては通常通りご換金のお申込みを受付けいたします。

以上

＜本書面に関するお問合せは＞

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

## 書面決議参考書類

### 1. 投資信託契約の解約の理由および相当性に関する事項

「乙女のお財布ファンド（株式型）」、「乙女のお財布ファンド（債券型）」および「乙女のお財布ファンド（バランス型）」（以下、「株式型」、「債券型」、「バランス型」あるいは「各ファンド」ということがあります。）は、2014年の設定以来、ライフコースの変化に合わせてスイッチング（ファンドの切替え）が可能なファンドとして提供してきました。

この度、債券型およびバランス型における主要投資対象である「ニッセイ為替ヘッジ主要国債券 マザーファンド」において、資金が流出し、残高が僅少となる懸念が顕在化してきており、それぞれの信託約款に定められた運用方針に則った運用の継続ができなくなることが予想されています。その場合、株式型を含めた各ファンド間のスイッチングの主旨の実現も困難な状況となります。

つきましては、各ファンドを繰上償還し、受益者の皆様よりお預かりした運用資産をお返しすることが、受益者の皆様にとって最善であると判断し、各ファンドの投資信託契約の解約（繰上償還）を提案いたします。

### 2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

2020年3月31日

### 3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件を定めるときは、その条件

該当事項はありません。

### 4. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実

該当事項はありません。

### 5. 財産状況開示資料等を作成した後に、重要な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 直前に作成された財産状況開示資料等の内容

追加型投資信託信託財産運用状況表  
(2019年12月10日現在)

| 信託の名称又は回次                                       | 信託契約締結年月日  | 当初設定信託元本                                    |
|---|--|---|
| 乙女のお財布ファンド(株式型)                                 | 2014年12月30日  | 1,700,000 円                                 |
| 借 方   | 科 目  | 貸 方   |
| 3,106,382 円<br>368<br>6,971<br>3,098,455<br>588 | 資 産 (A)<br>金銭信託<br>コール・ローン<br>親投資信託受益証券<br>未収入金            | 円   |
|   | 負 債 (B)<br>未払受託者報酬<br>未払委託者報酬<br>その他未払費用                   | 8,075<br>211<br>7,862<br>2                  |
| 0   | 元 本 (C)<br>元本<br>分配準備積立金(配当等収益)<br>分配準備積立金(有価証券売買益)        | 2,547,541<br>2,360,160<br>38,126<br>149,255 |
| 8,302<br>-3<br>211<br>7,862<br>2<br>230         | 損 失 (D)<br>有価証券売買損<br>受託者報酬<br>委託者報酬<br>その他費用<br>評価損調整勘定   |   |
|   | 利 益 (E)<br>有価証券売買益<br>収益調整金(有価証券売買益相当額)<br>収益調整金(その他収益調整金) | 559,068<br>585<br>237,083<br>321,400        |
| 3,114,684                                       | 合 計  | 3,114,684                                   |
|   | 貸借対照表純資産総額(A-B) (F)<br>有価証券評価損益 (G)<br>信託財産純資産総額(F+G)      | 3,098,307 円<br>227,675<br>3,325,982         |
|   | 受 益 権 総 口 数  | 2,360,160 口                                 |
|   | 受 益 証 券 基 準 価 額  | 14,092 円                                    |

追加型投資信託信託財産運用状況表

(2019年12月10日現在)

| 信託の名称又は回次  | 信託契約締結年月日  | 当初設定信託元本                               |
|--|--|--|
| 乙女のお財布ファンド(債券型)                                      | 2014年12月30日  | 140,000 円                              |
| 借 方  | 科 目  | 貸 方                                    |
| 11,774,014 円<br>976<br>18,486<br>11,753,015<br>1,537 | 資 産 (A)<br>金銭信託<br>コール・ローン<br>親投資信託受益証券<br>未収入金                    | 円                                      |
|  | 負 債 (B)<br>未払受託者報酬<br>未払委託者報酬<br>その他未払費用                           | 21,382<br>779<br>20,435<br>168         |
| 40,500<br>40,500                                     | 元 本 (C)<br>元本<br>繰越欠損金   | 11,416,263<br>11,416,263               |
| 347,567<br>167<br>779<br>20,435<br>168<br>326,018    | 損 失 (D)<br>有価証券売買損<br>受託者報酬<br>委託者報酬<br>その他費用<br>収益調整金(有価証券売買損相当額) |  |
|  | 利 益 (E)<br>収益調整金(その他収益調整金)   | 724,436<br>724,436                     |
| 12,162,081   | 合 計  | 12,162,081                             |
|  | 貸借対照表純資産総額(A-B) (F)<br>有価証券評価損益 (G)<br>信託財産純資産総額(F+G)              | 11,752,632 円<br>-130,218<br>11,622,414 |
|  | 受 益 権 総 口 数  | 11,416,263 口                           |
|  | 受 益 証 券 基 準 価 額  | 10,181 円                               |

追加型投資信託信託財産運用状況表  
(2019年12月10日現在)

| 信託の名称又は回次  | 信託契約締結年月日  | 当初設定信託元本                                     |
|--|--|--|
| 乙女のお財布ファンド(バランス型)                                  | 2014年12月30日  | 1,222,001 円                                  |
| 借 方  | 科 目  | 貸 方  |
| 7,447,671 円<br>688<br>13,033<br>7,432,874<br>1,076 | 資 産 (A)<br>金銭信託<br>コール・ローン<br>親投資信託受益証券<br>未収入金            | 円  |
|  | 負 債 (B)<br>未払受託者報酬<br>未払委託者報酬<br>その他未払費用                   | 15,066<br>499<br>14,455<br>112               |
| 0  | 元 本 (C)<br>元本<br>分配準備積立金(配当等収益)<br>分配準備積立金(有価証券売買益)        | 7,045,539<br>6,599,500<br>120,155<br>325,884 |
| 17,496<br>1,377<br>499<br>14,455<br>112<br>1,053   | 損 失 (D)<br>有価証券売買損<br>受託者報酬<br>委託者報酬<br>その他費用<br>評価損調整勘定   |  |
|  | 利 益 (E)<br>有価証券売買益<br>収益調整金(有価証券売買益相当額)<br>収益調整金(その他収益調整金) | 404,562<br>8,447<br>205,144<br>190,971       |
| 7,465,167  | 合 計  | 7,465,167                                    |
|  | 貸借対照表純資産総額(A-B) (F)<br>有価証券評価損益 (G)<br>信託財産純資産総額(F+G)      | 7,432,605 円<br>37,876<br>7,470,481           |
|  | 受 益 権 総 口 数  | 6,599,500 口                                  |
|  | 受 益 証 券 基 準 価 額  | 11,320 円                                     |

**「乙女のお財布ファンド（株式型）」「乙女のお財布ファンド（債券型）」  
「乙女のお財布ファンド（バランス型）」  
信託終了（繰上償還）に関するQ & A**

**Q 1. なぜ信託終了（繰上償還）を行うのですか？**

A 1. 「乙女のお財布ファンド（債券型）」および「乙女のお財布ファンド（バランス型）」における主要投資対象である「ニッセイ為替ヘッジ主要国債券 マザーファンド」において、資金が流出し、残高が僅少となる懸念が顕在化してきており、それぞれの信託約款に定められた運用方針に則った運用の継続ができなくなることが予想されています。その場合、「乙女のお財布ファンド（株式型）」を含めた各ファンド間のスイッチングの主旨の実現も困難な状況となります。

つきましては、各ファンドを繰上償還し、受益者の皆様よりお預かりいたしました運用資産をお返しすることが、受益者の皆様にとって最善であると判断し、各ファンドの信託終了（繰上償還）を行うことにつき提案させていただくこととなりました。

**Q 2. 何か手続きをしなければならないのですか？**

A 2. 同封の「議決権行使書面」に信託終了（繰上償還）に対する賛否のご意向等を記載いただき、2020年2月28日（必着）までに、ニッセイアセットマネジメント株式会社までご送付ください（同封の返信用封筒をご利用ください）。

なお、お手続きをいただかない場合（「議決権行使書面」をご返送いただかない場合）は、賛成するものとさせていただきます。

**Q 3. 「書面による決議」とは何ですか？**

A 3. 書面による決議とは、受益者の皆様に信託終了（繰上償還）の賛否を問うために行うものです。各ファンドごとに、議決権を行使することができる受益者の議決権口数の3分の2以上の賛成をもって可決されます。

上記の議決権口数による賛成を得られず、本決議が否決された場合は、各ファンドの信託終了（繰上償還）の手続きは行いません。

なお、書面による決議は各ファンドごとに行われるため、決議の結果によっては、いずれかのファンドのみが繰上償還し、他のファンドは繰上償還しない場合があります。

**Q 4. どの時点の受益者に議決権があるのですか？**

A 4. この書面決議は、2020年1月30日時点の受益者の方を対象としています。

各ファンドともに、購入・換金の際には申込受付日の翌営業日に算出される基準価額を適用しておりますので、1月30日の前営業日となる1月29日現在で保有されている方に加えて、1月29日の申込みによって全額換金された方も対象となります。

また、購入については、1月28日までに購入の申込みをされた方が対象となります。